

協約・協定改訂 職場要求を勝ち取るシリーズ ⑨

第8回協約・協定改訂団体交渉 会社回答に誠意見られず！ 再申し入れを提出！

本部は9月15日、2015年度基本協約・協定改訂第8回団体交渉を開催し、会社からの回答が示されました。

回答は

育児休職（小学生）の新設

子が小学校1年生になった年の4月1日から最長6ヶ月

労働外時間の免除と制限及び深夜業の制限の適用期間の拡大

子が小学校1年生になった年の9月末まで

保存休暇の使途拡大

1歳未満の子を養育する男子社員がこの養育や家事をする時に5日を限度で取得できる

苦情処理範囲の追加

障害者雇用の促進等に関する法律関係

確定拠出年金企業型の導入

施設優待の見直し

チャオ御岳リゾート優待の廃止とリニア鉄道館の割引

防寒コート（接客）の見直し

無期契約社員の休職事由の追加

などです。

本部はこの回答について、要求と7回の議論の内容からして全く会社に誠意がないことから持ち帰り検討とし再申し入れを決定しました。

**JR東海労は、現場で働く社員のために、
最後まで粘り強く闘います！**